

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例及び規則の制定について（案）

- 目的 市民等が多様な活動や過ごし方のできる場を提供し、にぎわいの創出と交流の促進を図るため、ゲートパーク(駅西口広場)（以下「広場」という。）を設置する。
- 名称 ゲートパーク（駅西口広場）
- 位置 北広島市栄町 1 丁目 53 番 1
- 使用時間 午前 9 時から午後 9 時まで（許可が必要な使用をする場合）
- 使用できる期間 原則 5 月 1 日から 11 月 30 日まで
- 使用申込み 電子申請で受付
 - ・ 使用日の 3 月前の属する月の初日から利用日の 7 日前（土日祝を除く）まで
 - ・ 全面利用の場合は使用日の 4 月前の属する月の初日から使用日の 30 日前まで
- 使用の不許可
 - ・ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・ 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・ その他広場の管理運営上支障があるとき。
- 使用の許可が必要な行為及び使用料
 - ・ 物品の販売、募金その他これらに類する行為
 - ・ 業として写真又は映画を撮影すること
 - ・ 興行、展示会、集会、競技会、演説、展示会その他これらに類する行為
 - ・ 球技、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為
 - ・ 広告物又はこれに類するものを表示、配布し、又は散布すること
 - ・ 火気を使用すること 等

上記行為を実施する場合は、使用の許可を受け、北広島市行政財産使用料条例の規定により算出した額を電子決済（クレジットカード）で納付していただきます。

 - ※ 使用料は 1 日単位となります（100 円単位で調整）。
例：平日に 1 区画（約 100㎡）を使用するとき 1,500 円
 - ※ 毎年の土地評価額が変更となった場合は、使用料は変更します。
 - ※ 指定管理者が広場の管理を行う場合、市の許可を得た上で料金を 100 分の 150 乗じて得た額を超えない額の範囲で設定できます。
 - ※ 割増や減額、免除の基準に該当する場合は割増又は減免となります。
- 使用料の割増
次の場合は使用料が割増となります。

- ・ 営利を目的として使用する場合 100 分の 100
- ・ 入場料その他これに類する料金の額が 1,000 円を超えるものを徴収する場合 100 分の 100
- ・ 休日（土日祝）に使用する場合 100 分の 35
- ・ 夜間（午後 5 時から午後 9 時）も引き続き使用する場合 100 分の 50

■ 使用料の減額・免除

次の場合は使用料が減額又は免除となります。

- ・ 市が主催又は共催する事業、学校の全市的な行事、登録ボランティア団体、障がい者により構成された団体、社会福祉協議会、高校生以下の団体、社会教育関係登録団体、自治会・町内会、市内の特定非営利活動法人等が使用する場合

■ キャンセルや変更

- ・ 使用日の 15 日前までに使用中止を申し出た場合は、使用料の全額を還付します。それ以外は還付しません。
- ・ 使用時間の変更により不足額が生じる場合は、不足分を納付していただきます。

■ 禁止事項（遵守事項）

- ・ 喫煙・広場をき損し、又は汚損・火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為・騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為・ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為・樹木を伐採し、又は植物を採取すること 等

■ 今後のスケジュール

令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日

パブリックコメントの実施（市広報 10 月号、市ホームページで周知）

令和 6 年 12 月

令和 6 年第 4 回北広島市議会定例会に条例案を提案

令和 7 年 4 月

条例等施行予定

